

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が年金から引き落とされている方へ 25年度の保険料のお知らせをお送りします

4月・6月・8月に支給される年金から引き落とし(天引き)になる保険料のお知らせを、4月1日(月)に発送します。

25年度の保険料は、24年中の所得に基づいて決まります。24年中の所得は6月に確定します。24年中の所得が確定するまでの間の4月・6月・8月の保険料については、国民健康保険の方は、25年2月支給の年金から引き落とされた金額と同額を引き落とします。後期高齢者医療保険の方は、23年中の所得を基に調整した金額を引き落とします。

24年中の所得の確定後に、あらためて25年度の保険料を計算し、国民健康保険料は6月中旬、後期高齢者医療保険料は7月中旬に、25年度の保険料をお知らせする予定です。

※保険料の支払いが「年金から引き落とし」以外の方へは、24年中の所得の確定後に保険料額を計算し、国民健康保険料は6月中旬、後期高齢者医療保険料は7月中旬に保険料の額をお知らせする予定です。

●「年金引き落とし」から「口座振替」への変更
保険料の支払いは、申し出により8月以降、「年金引き落とし」から「口座振替」に変更することもできます。ご希望の方は、ご相談ください。

【問合せ】▼国民健康保険料の算定：医療保険年金課国保資格係 ☎(5273)4146、▼国民健康保険料の口座振替：医療保険年金課国保係 ☎(5273)4158、▼後期高齢者医療保険料：高齢者医療担当課高齢者医療係 ☎(5273)4562(いずれも本庁舎4階)へ。

国民健康保険

高齢受給者証をお送りしました

高齢受給者証(以下「高齢証」)の負担割合が「2割」の方の「1割据え置き」が、1年延長されました。

現在、高齢証の負担割合が「2割(ただし、平成25年3月31日までは1割)」と記載されている方は、高齢証の有効期限(平成25年7月31日)まで「1割」となります。該当の方には、「2割(ただし、平成25年7月31日までは1割)」と記載した新しい高齢証を3月19日に発送しました。4月1日(月)～7月31日(水)は、今回お送りした高齢証と国民

健康保険証を併せて医療機関等に提示してください。古い高齢証は、同封した返送用封筒で必ずご返送ください。

●8月1日(木)からの負担割合
24年中の所得に基づいて負担割合を判定します。負担割合が「2割」の方には「2割(ただし、平成26年3月31日までは1割)」と記載した高齢証、「3割」の方には「3割」と記載した高齢証を、7月下旬にお送りします。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。

東京都後期高齢者医療 広域連合 25年度の予算

東京都後期高齢者医療広域連合は、「後期高齢者医療制度」の運営主体として19年3月1日に設立された特別地方公共団体で、都内62区市町村が加入しています。

同広域連合議会定例会で、25年度予算案が可決されました。

★25年度予算(1兆1千551億389万2千円)

●一般会計予算
(49億3千349万4千円)

【主な内容】▼歳入：区市町村が事務経費として負担する分担金・負担金(40億4千876万9千円)、▼歳出：特別会計へ繰り出す民生費(44億31万5千円)

●特別会計予算
(1兆1千501億7千39万8千円)

【主な内容】▼歳入：現役世代が加入している医療保険からの支払基金交付金(5千159億3千543万5千円)、▼歳出：医療機関へ支払う診療報酬等の保険給付費(1兆1千383億6千362万8千円)

【問合せ】同広域連合企画調整課 ☎(3222)4496へ。

国民健康保険料 休日納付相談

●保険料の納付が遅れている方へ
未納の状態が続くと次回の保険更新時に、通常より有効期限の短い保険証や資格証明書に切り替わる場合があります。また、差し押さえなどの滞納処分を行うこととなります。この機会に相談と保険料のお支払いにおいでください。

【日時】4月14日(日)・5月26日(日)・6月30日(日)、いずれも午前9時～午後5時

※4月14日・6月30日は区役所本庁舎夜間通入口(建物裏側地下1階)からお入りください。

※5月26日は休日窓口開庁日のため、本庁舎1階出入口をご利用ください。

【会場・問合せ】医療保険年金課納付相談係(本庁舎4階) ☎(5273)3873・4530へ。

※火曜日は午後7時まで窓口を延長して相談をお受けしています。

条例の制定に向けてご意見をお寄せください

(仮称)新宿区公共の場所における 客引き行為等の防止に関する条例

(仮称)新宿区空き家等の適正管理に関する条例

区では、誰もが安全・安心に暮らすことのできるまち、訪れる方も心から愛着を持てるまちの実現を目指して、新たに2つの条例の制定に向けて検討を進めています。

今回は、パブリック・コメント(意見公募)により皆さんのご意見を伺います。現在検討している条例の制定内容は、危機管理課・広聴担当課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

【問合せ】危機管理課危機管理係 ☎1600-8484 歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階 ☎(5273)4592・☎(3209)4069へ。

(仮称)新宿区公共の場所における 客引き行為等の防止に関する条例

区内の公共の場所での居酒屋・カラオケ・風俗店等の悪質な客引きや、風俗営業等への勧誘(スカウト)が、区民の皆さんや来街者に不快感を与えているばかりでなく、客引き防止パトロール等を実施している商店会等も対応に苦慮しています。

誰もが安全と安心を感じられる地域社会を実現するため、地域の皆さんや警察等との連携をさらに強化し、繁華街での悪質な客引きや勧誘等の防止を進めます。

条例の制定内容

区は、関係機関や地域団体と協力・連携し、公共の場所での客引き行為等の防止に関する施策を推進するよう努めます。

区民等・事業者の責務

区民等・事業者は、区が実施する公共の場所での客引き行為等の防止に関する施策に協力するよう努めます。

禁止する行為

●公共の場所で客引き行為等を行うこと

●金銭その他の利益を供与するなどして、他人に公共の場所で客引き行為等をさせること

特定地区の指定と指導

●区長は、客引き行為等を防止

(仮称)新宿区空き家等の 適正管理に関する条例

民間の建築物等は本来、所有者または管理者等が適正に管理すべきものです。しかし、近年、所有者等が適正な管理を怠ったことによる、危険な空き家やいわゆる「ごみ屋敷」の発生が問題になっています。老朽化した空き家等が、震災等により倒壊する危険性も考えられます。

犯罪や建築物の火災・倒壊、周辺の生活環境への著しい悪影響を防ぎ、区民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するため、区では関係機関と連携しながら、空き家やいわゆる「ごみ屋敷」の適正な管理を推進します。

条例の制定内容

区民の責務

区は、警察・消防等の関係行政機関や地域団体等と連携し、空き家等の管理不全状態の解消と防止に努めます。

空き家等の適正管理

空き家等の所有者・管理者等は、所有・管理する空き家等が管理不全状態にならないよう、常に適正に維持管理しなければなりません。

区が取り組むこと

●空き家等の所有者等の把握と空き家等の状態等

●建物等の管理不全状態を解消するための代執行の命令内容等を公表

●建物の管理不全状態を解消するための代執行の実施

●学識経験者・警察・消防等で構成する審査会を設置し、空き家等の適正管理を推進する取り組みに関する意見をいただきます。

パブリック・コメント制度(意見公募)

ご意見には条例名、住所・氏名のほか、区内在勤・在学の方は勤務先・学校の名称、所在地を記入してください(氏名等の個人情報は公表しません)。

【提出先】4月22日(月)までに危機管理課危機管理係へ郵送(必着)・ファックスまたはお持ちください。新宿区ホームページからも受け付けます。